

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>府政共生第349号 26文科初第1463号 雇児発0331第10号 平成27年3月31日</p>	<p>府政共生第349号 26文科初第1463号 雇児発0331第10号 平成27年3月31日</p>
<p>[最終改正] 府子本第381号 30文科初第95号 子発0416第5号 平成30年4月16日</p>	<p>[最終改正] 府子本第375号 29文科初第215号 雇児発0427第8号 平成29年4月27日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p>
<p>内閣府政策統括官(共生社会政策担当) (印影印刷)</p>	<p>内閣府政策統括官(共生社会政策担当) (印影印刷)</p>
<p>文部科学省初等中等教育局長 (印影印刷)</p>	<p>文部科学省初等中等教育局長 (印影印刷)</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (印影印刷)</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (印影印刷)</p>
<p>施設型給付費等に係る処遇改善等加算について</p>	<p>施設型給付費等に係る処遇改善等加算について</p>
<p>「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年3月内閣府告示第49号。以下「告示」という。）については、本日公布されたところであるが、このうち処遇改善等加算 及び に係る取扱いは下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村に対して遅滞なく周知を図られたい。</p>	<p>「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年3月内閣府告示第49号。以下「告示」という。）については、本日公布されたところであるが、このうち処遇改善等加算 及び に係る取扱いは下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村に対して遅滞なく周知を図られたい。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>目的 (略)</p> <p>加算対象施設・事業所 (略)</p> <p>加算の認定 (略)</p> <p>加算に係る使徒 (略)</p> <p>加算申請書の提出時期</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>目的 教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算（処遇改善等加算）及び技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算（処遇改善等加算）を行うもの。</p> <p>加算対象施設・事業所 全ての都道府県及び市町村以外の施設・事業者が運営する特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置するものに限る。）及び特定地域型保育事業所を対象とする。</p> <p>加算の認定 処遇改善等加算（各種加算項目に付随するものを含む。以下同じ。）及び処遇改善等加算の加算の認定は、指定都市及び中核市（以下「指定都市等」という。）以外の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が管轄する施設・事業所については、その施設・事業所を管轄する市町村の長（以下「市町村長」という。）が取りまとめた上で都道府県知事が行うこととする。都道府県知事は、市町村長に施設・事業所ごとの認定結果を通知し、通知を受けた市町村は、その内容を施設・事業所の設置者に通知することとする。</p> <p>指定都市等が管轄する施設・事業所については、その施設・事業所を管轄する指定都市の長又は中核市の長（以下「指定都市長等」という。）が加算の認定を行うこととし、認定の内容を施設・事業所に通知することとする。</p> <p>加算に係る使徒 施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費は、私立保育所（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所をいう。以下同じ。）が支払いを受ける委託費とは異なり、その使途を制限しないことを基本としているが、処遇改善等加算の賃金改善要件分及び処遇改善等加算に係る加算額については、の目的に鑑み、確実に職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）の賃金改善に充てるものとする。また、職員1人当りの平均経験年数が上昇することに伴い増加する処遇改善等加算の基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。</p> <p>加算申請書の提出時期</p>

改正後	改正前																		
<p>(略)</p> <p>実施方法</p> <p>1 処遇改善等加算</p> <p>(略)</p>	<p>加算の認定を受けようとする場合、指定都市等以外の市町村が管轄する施設・事業所については、都道府県知事の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する市町村長に提出するものとする。市町村長は、管轄する施設・事業所の必要書類を取りまとめた上で、都道府県知事の定める日までに、都道府県知事に提出すること。指定都市等が管轄する施設・事業所については、指定都市長等の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する指定都市長等に提出するものとする。</p> <p>実施方法</p> <p>1 処遇改善等加算</p> <p>(1) 加算率の区分</p> <p>ア 当該施設・事業所の加算率は、職員1人当たり平均経験年数につき次の「加算率区分表」の左欄の年数の区分に応じ、同表の右欄の基礎分及び賃金改善要件分の値を合計して得た値によるものとする。</p> <p>ただし、平成27年3月31日以前においてすでに保育所として運営していた施設（平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた施設に限る。以下同じ。）のうち、平成26年度の保育所運営費における民間施設給与等改善費の加算率の区分の算定に当たっての職員1人当たり平均経験年数（以下「平成26年度の平均経験年数」という。）が次の「保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表」の欄に掲げる年数に該当し、かつ、職員1人当たりの平均経験年数が欄に掲げる年数に該当する施設については、「加算率区分表」に掲げる賃金改善要件分の値に代えて欄に掲げる値を賃金改善要件分の値とすることができる。なお、加算を受けようとする年度の前年度の賃金改善要件分の値を下回る場合については、前年度の賃金改善要件分の率と同値とすること。また、賃金改善要件分の値が5%となった年度以降は、本ただし書きの適用は受けないものとする。</p> <p>(加算率区分表)</p> <table border="1" data-bbox="1160 1169 2069 1477"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員一人当たりの平均経験年数</th> <th colspan="3">加算率</th> </tr> <tr> <th>基礎分</th> <th>賃金改善要件分</th> <th>うちキャリアパス要件分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11年以上</td> <td>12%</td> <td>6%</td> <td rowspan="4">2%</td> </tr> <tr> <td>10年以上 11年未満</td> <td>12%</td> <td rowspan="3">5%</td> </tr> <tr> <td>9年以上 10年未満</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>8年以上 9年未満</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	職員一人当たりの平均経験年数	加算率			基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス要件分	11年以上	12%	6%	2%	10年以上 11年未満	12%	5%	9年以上 10年未満	11%	8年以上 9年未満	10%
職員一人当たりの平均経験年数	加算率																		
	基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス要件分																
11年以上	12%	6%	2%																
10年以上 11年未満	12%	5%																	
9年以上 10年未満	11%																		
8年以上 9年未満	10%																		

改正後	改正前		
	7年以上 8年未満	9%	
	6年以上 7年未満	8%	
	5年以上 6年未満	7%	
	4年以上 5年未満	6%	
	3年以上 4年未満	5%	
	2年以上 3年未満	4%	
	1年以上 2年未満	3%	
	1年未満	2%	
	<p>備考</p> <p>1 基礎分は、全ての施設・事業所が対象となる。</p> <p>2 賃金改善要件分は、(2)アの賃金改善要件に適合する施設・事業所が対象となる。ただし、(2)イのキャリアパス要件に適合しない施設・事業所については、キャリアパス要件分を減じた値とする。</p>		
	(保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表)		
平成26年度の 平均経験年数	職員1人当たり の平均経験年数	賃金改善要件分	
7年以上 8年未満	7年以上 8年未満	4%	
	4年以上 6年未満		
	2年未満		
5年以上 6年未満	4年以上 6年未満	4%	
	2年未満		
4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	4%	
	4年以上 5年未満	3%	
	1年以上 2年未満	4%	
	1年未満	3%	
1年以上 2年未満	2年未満	4%	
1年未満	1年以上 2年未満	4%	
	1年未満	3%	
<p>備考</p> <p>本表の適用を受ける保育所に適用される「基礎分」の値については、「加算率区分表」に掲げる賃金改善要件分の値と 欄に掲げる値の差を加えた値とすること。</p>			
(ア) 当該施設・事業所の職員1人当たり平均経験年数は、(イ)の算定の対象となる職員			

改正後	改正前
	<p>について(ウ)の算定の対象となる施設・事業所における勤続年数を合算して得た総経験年数を、当該職員の数により除して得た年数(6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨てること。)をいうこと。</p> <p>(イ) 職員1人当たり平均経験年数の算定の対象となる職員は、その職種にかかわらず、その施設・事業所に勤務する全ての常勤職員(嘱託職員等の非常勤職員を除く。)とすること(居宅訪問型保育事業においても、当該事業を行う事業所を単位として職員1人当たり平均経験年数を算定すること。)。ただし、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、これを常勤とみなして算定の対象とすること。</p> <p>(ウ) 個々の職員の経験年数の算定に当たっては、子ども・子育て支援法(以下「支援法」という。)第7条第4項に定める教育・保育施設、同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所及び同法第30条第1項第4号に定める特例保育を行う施設における勤続年数のほか、当該職員の以下の施設・事業所における経験年数を合算するものとする。</p> <p>学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校における勤続年数</p> <p>社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数</p> <p>児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数</p> <p>認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設(企業主導型保育施設を含む。))及び幼稚園に併設された施設)における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数</p> <p>医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数(保健師、看護師又は准看護師に限る。)</p> <p>(エ) (ア)の職員1人当たり平均経験年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行うこと。</p> <p>ただし、年度の途中で新たに支援法第27条第1項及び第29条第1項の市町村による確認(同法附則第7条及び第8条のみなし確認を含む。以下「支援法による確認」という。)を受けた施設・事業所における当該算定については、支援法による確認を受けた日現在において行うこと。</p> <p>なお、当該算定を行った後に、算定の対象となった職員の異動があっても、当該年度中においては、加算率の変更は行わないこと。</p> <p>イ 都道府県知事及び指定都市長等は、 により、別紙様式1の「加算率認定申請書(処</p>

改正後	改正前
	<p>遇改善等加算)」(賃金改善要件分の加算率の適用を受けようとするときは別紙様式 2 の「賃金改善計画書(処遇改善等加算)」及び別紙様式 3 の「キャリアパス要件届出書」を含む。別紙様式 3 については処遇改善等加算 を受ける場合を除く。)を提出させ、加算の適用の可否及び適用する加算率の値を確認すること。</p> <p>なお、賃金改善要件分のうちキャリアパス要件分については、別紙様式 3 の「キャリアパス要件届出書」を都道府県若しくは指定都市等に提出していること又は処遇改善等加算 を受けていることをもって要件に適合したものとすること。その際、キャリアパス要件分を含む加算率の適用を受けようとする施設・事業所の設置者が過年度に別紙様式 3 を提出している場合においてその内容に変更がないときは、その提出を省略させることができる。</p> <p>(2) 加算の要件</p> <p>ア 賃金改善要件</p> <p>(ア) 原則として、次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること。</p> <p>次のいずれかの年度(以下「基準年度」という。)の職員(非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む)。以下、1 において同じ。)の賃金水準(退職手当を除く。基準年度の翌年度以降に採用された新規職員については、基準年度に適用されていた賃金算定のルールを当該新規職員に適用した場合の賃金とし、基準年度に存在しなかった施設・事業所の職員については、当初予定していた就業規則等に基づく賃金で、地域の賃金水準との均衡が図られていると認められるものとする。以下同じ。)に対して改善するものであること。</p> <p>a) 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度</p> <p>b) 平成 27 年 3 月 31 日以前において既に保育所として運営していた施設については平成 24 年度</p> <p>当該改善の起点となる賃金については、公定価格における国家公務員の給与改定に伴う人件費の改定状況を踏まえた水準(基準年度の職員の賃金に、基準年度以降の改定率の合計を加えた水準)とすること。</p> <p>(イ) により算定される賃金改善見込額が(イ) により算定される加算見込額以上であること。</p> <p>(イ) 賃金改善の具体的内容について以下の事項を記載した別紙様式 2 の「賃金改善計画書(処遇改善等加算)」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。</p> <p>加算見込額 (算式)</p>

改正後	改正前
	<p>「当該年度における各月初日の利用子ども数（広域利用子ども数を含む。）の見込みをもとに算出した平均利用子ども数」×「処遇改善等加算の単価の合計額」×「賃金改善要件分に係る加算率（％）×100」×「12月（賃金改善実施期間が12月に満たないときは、支援法による確認を受けたときから直近の3月までの月数）」（年齢区分ごとに算出した額を合算し、千円未満の端数は切り捨て）</p> <p>ただし、基準年度に私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助（一種免許状の保有の促進及び財務状況の改善の支援分を除く。））（以下「私学助成」という。）を受けていた認定こども園又は幼稚園については、当該基準年度における私学助成及び保育料等^{（注）}による収入額（以下「私学助成等収入額」という。）が公定価格及び利用子ども数の見込みをもとに算出した額（以下「公定価格による見込額」という。）から本加算見込額及び処遇改善等加算に係る加算見込額を控除して得た額を上回っている場合であって、都道府県知事が適当と認めるときは、公定価格による見込額から処遇改善等加算に係る加算見込額及び私学助成等収入額を控除して得た額（当該額が零以下となる場合は、零）を加算見込額とすることができる。この場合においても、当該認定こども園又は幼稚園の教育・保育に支障のない範囲内で賃金水準の維持及び向上に努めること。</p> <p>（注）保育料等は、保育料や入園料等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第3項に定める額（特定負担額）、同条第4項に定める額（実費徴収額）及び入園に関わる事務手続に要する費用（入園受入準備費）等を除く。）の保護者からの納付金（幼稚園就園奨励費を市町村から代理受領した場合はその額を含む。）とし、その上限は一人当たり年額30万8,400円とする。</p> <p>賃金改善見込額 各施設・事業所において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善加算による賃金改善見込み額（2（2）サ（イ））を除く。）の総額）</p> <p>賃金改善を行う給与項目 増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載すること。なお、法人の役員を兼務している職員については、本加算を役員報酬に充ててはならないこと。</p> <p>賃金改善実施期間 4月から翌年3月まで（年度の途中で支援法による確認を受けた施設・事業所については、支援法による確認を受けたときから直近の3月まで）</p>

改正後	改正前
	<p>賃金改善を行う方法 賃金改善の実施時期や 1 人当たりの賃金改善見込額を可能な限り具体的に記載すること。</p> <p>(ウ) (イ) の平均利用子ども数の算出に当たっての各月初日の利用子ども数の見込みについては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。</p> <p>(エ) (オ) の加算実績額(基準年度に私学助成を受けていた認定こども園又は幼稚園については、(イ) のただし書きの加算見込額とすることが適当と都道府県知事が認める額に準じて都道府県知事が認める額)と(オ) の賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合については、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること。</p> <p>(オ) 年度終了後速やかに、市町村長に対して以下の事項を含んだ別紙様式 4 の「賃金改善実績報告書(処遇改善等加算)」を提出すること。</p> <p>加算実績額</p> <p>(算式)</p> <p>「当該年度における処遇改善等加算 の総額(実績)」×「賃金改善要件分に係る加算率(%)」÷「基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率(%)」(千円未満の端数は切り捨て)</p> <p>ただし、基準年度に私学助成を受けていた認定こども園又は幼稚園のうち、(イ) のただし書きの適用を受ける施設については、当該加算実績額を含む公定価格及び利用子ども数の実績をもとに算出した額から当該基準年度における私学助成等収入額及び処遇改善等加算 の加算実績額を控除して得た額(当該額が零以下となる場合は、零とすること。</p> <p>賃金改善実施期間</p> <p>の期間における次の事項</p> <p>ア 対象となる職員の総数</p> <p>イ 賃金改善を実施した職員数</p> <p>ウ 職員に支給した賃金総額</p> <p>エ 職員一人当たりの賃金月額</p> <p>実施した賃金改善の方法</p> <p>の実施に要した費用の総額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算 による賃金改善額を除く。千円未満の端数は切り捨て) 次のアからイを控除した額を賃金改善の実施に要した費用の総額とすること。また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設・事業所の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。</p> <p>ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額(法定福利費等の事業主負担額を含み、処遇改善等加算 による賃金改善額(2(2)ス(オ))を除く。)</p>

改正後	改正前
	<p>イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含む。） の加算実績額と の賃金改善の実施に要した費用の総額の差額（残額が生じた場合に限る。）及び職員への支払い方法 職員1人当たりの賃金改善額</p> <p>(カ) 賃金改善の対象となる職員については、その職種にかかわらず、施設・事業所に勤務する職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）とすること。なお、法人の役員を兼務している職員については、本加算を役員報酬に充ててはならないこと。また、賃金改善を実施する職員の範囲については、各施設・事業所の実情に応じて決定するものとする。</p> <p>(キ) 賃金改善要件分に係る支給を受けた施設・事業所は、賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならないこと。</p> <p>(ク) 複数の施設・事業所を運営する事業者である場合は、(イ) 及び(オ) の加算見込・実績額の合計額の範囲で、同一事業者内の複数の施設・事業所間で配分を行うことができること（都道府県又は市町村の圏域を超えて施設・事業所を複数有する場合を含む。）。なお、この場合には、配分調整後のそれぞれの施設・事業所の加算見込・実績額により、賃金改善計画書・実績報告書を作成し、申請することとする。その際、施設・事業所ごとの内訳表を添付すること。 また、申請は施設・事業所単位を原則とするが、同一市町村内に所在する施設・事業所分については、各施設・事業所の内訳を明らかにした上で、一括して申請するなど事務処理の簡素化を適宜図ることは差し支えないものであること。</p> <p>(ケ) 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。</p> <p>(コ) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各施設・事業所の実情に応じた方法によるものとする。</p> <p>イ キャリアパス要件 次の(ア)及び(イ)のいずれにも適合すること又は処遇改善等加算 を受けていること。 (ア) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p>

改正後	改正前				
<p>2 処遇改善等加算 (1) 加算対象職員数 ア (略)</p>	<p>施設・事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。 及び の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての施設・事業所職員に周知していること。 (イ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 施設・事業所職員の職務内容等を踏まえ、施設・事業所職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次の a) 及び b) に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行うものを除き、教育に係る長期休業期間に行うものを含む。以下同じ。）の実施又は研修の機会を確保していること。 a) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、施設・事業所職員の能力評価を行うこと。 b) 幼稚園教諭免許・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 について、全ての施設・事業所職員に周知していること。</p> <p>2 処遇改善等加算 (1) 加算対象職員数 ア 加算額の算定に用いる職員の数（告示別表第二及び第三の「人数 A」及び「人数 B」）については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の種類ごとに、下表の右欄により算出される人数（1人未満の端数がある場合には四捨五入する。）を基礎とし、これに、「人数 A」については $1/3$、「人数 B」については $1/5$ を乗じて得た人数とする（これらに1人未満の端数がある場合には四捨五入する。ただし、四捨五入した結果が「0」となる場合は「1」とする。） ただし、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業所について、この加算を算定する場合は、「人数 A」及び「人数 B」のいずれかを一方を「1」とし、他方を「0」とする。 また、下表の右欄による算出に当たって使用する年齢別児童数は、当該年度4月時点又は各月平均の年齢別児童数、各種加算の適用状況については当該年度4月時点における適用状況による。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="152 1390 555 1453">特定教育・保育施設等の種類</td> <td data-bbox="555 1390 1070 1453">「人数 A」及び「人数 B」の算定の基礎となる職員数</td> </tr> </table>	特定教育・保育施設等の種類	「人数 A」及び「人数 B」の算定の基礎となる職員数	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1173 1390 1576 1453">特定教育・保育施設等の種類</td> <td data-bbox="1576 1390 2092 1453">「人数 A」及び「人数 B」の算定の基礎となる職員数</td> </tr> </table>	特定教育・保育施設等の種類	「人数 A」及び「人数 B」の算定の基礎となる職員数
特定教育・保育施設等の種類	「人数 A」及び「人数 B」の算定の基礎となる職員数				
特定教育・保育施設等の種類	「人数 A」及び「人数 B」の算定の基礎となる職員数				

改正後		改正前	
幼稚園	<p>以下のaからhの合計に、定員35人以下又は301人以上の場合は1.2、定員36人～120人の場合は1.4、定員121人～300人の場合は2.2を加え、i及びjの合計を減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 (略)</p> <p>b チーム保育加配加算を受けている場合 加配人数</p> <p>c 通園送迎加算を受けている場合 定員150人以下は0.8、定員151人以上は1.5</p> <p>d 給食実施加算を受けている場合 定員150人以下は1、定員151人以上は2</p> <p>e 主幹教諭等専任加算を受けている場合 1</p> <p>f 事務職員配置加算を受けている場合 0.8</p> <p>g 指導充実加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>h 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>i 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1</p> <p>j 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数(必要教員数 - 配置教員数)</p>	幼稚園	<p>以下のaからgの合計に、定員35人以下の場合は1.2、定員36人～90人の場合は1.4、定員91人～120人の場合は2.2、定員121人～300人の場合は3、定員301人以上の場合は2を加え、h及びiの合計を減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 {4歳以上児数×1/30(小数点第2位以下切り捨て)} + {3歳児及び満3歳児数×1/20(同)} (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>1 3歳児配置改善加算を受けている場合 {3歳児及び満3歳児数×1/20(同)}を{3歳児及び満3歳児数×1/15(同)}に置き換えて算出</p> <p>2 満3歳児対応加配加算を受けている場合)3歳児配置改善加算を受けていない場合 {3歳児及び満3歳児数×1/20(同)}を{3歳児数(満3歳児を除く)×1/20(同)} + {満3歳児数×1/6(同)}に置き換えて算出)3歳児配置改善加算を受けている場合 {3歳児及び満3歳児数×1/20(同)}を{3歳児数(満3歳児を除く)×1/15(同)} + {満3歳児数×1/6(同)}に置き換えて算出</p> <p>b チーム保育加配加算を受けている場合 加配人数</p> <p>c 通園送迎加算を受けている場合 定員150人以下は0.8、定員151人以上は1.5</p> <p>d 給食実施加算を受けている場合 定員150人以下は1、定員151人以上は2</p> <p>e 主幹教諭等専任加算を受けている場合 1 (新設)</p> <p>f 指導充実加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>g 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>h 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1</p> <p>i 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数(必要教員数 - 配置教員数)</p>

改正後		改正前	
保育所	(略)	保育所	<p>以下の a から f の合計に、定員 40 人以下の場合は 1.5、定員 41 人～90 人の場合は 2.5、定員 91 人～150 人の場合は 2.3、定員 151 人以上の場合は 3.3 を加えた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 $\{4 \text{ 歳以上児} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{3 \text{ 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{0 \text{ 歳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}$ (小数点第 1 位以下四捨五入) ただし、3 歳児配置改善加算を受けている場合は以下により算出された数とする。 $\{4 \text{ 歳以上児} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{3 \text{ 歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{1, 2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{0 \text{ 歳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}$ (小数点第 1 位以下四捨五入)</p> <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 1.4 c 主任保育士専任加算を受けている場合 1 d 事務職員雇上加算を受けている場合 0.3 e 休日保育加算を受けている場合 0.5 f チーム保育推進加算を受けている場合 1</p>
認定こども園	(略)	認定こども園	<p>以下の a から m の合計に、定員 90 人以下の場合は 1.4、定員 91 人以上の場合は 2.2 を加え、n から p の合計を減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 $\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2 \text{ 歳児数 (保育認定子どもに限る。)} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\}$ (小数点第 1 位以下四捨五入) 1 3 歳児配置改善加算を受けている場合 $\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$ を $\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\}$ に置き換えて算出 2 満 3 歳児対応加配加算を受けている場合) 3 歳児配置改善加算を受けていない場合</p>

改正後		改正前	
			<p>{3歳児及び満3歳児数×1/20(同)}を{3歳児数(満3歳児を除く)×1/20(同)}+{満3歳児数×1/6(同)}に置き換えて算出)</p> <p>3歳児配置改善加算を受けている場合</p> <p>{3歳児及び満3歳児数×1/20(同)}を{3歳児数(満3歳児を除く)×1/15(同)}+{満3歳児数×1/6(同)}に置き換えて算出</p> <p>b 非常勤講師(1号定員35人以下及び121人以上に限る) 0.8</p> <p>c 休けい保育士 2・3号定員90人以下は1、91人以上は0.8</p> <p>d 調理員 2・3号定員40人以下は1、41人以上150人以下は2、151人以上は3</p> <p>e 保育標準時間認定の児童がいる場合 1.4</p> <p>f 学級編制調整加配加算を受けている場合 1</p> <p>g チーム保育加配加算を受けている場合 加配人数</p> <p>h 通園送迎加算を受けている場合 1号定員150人以下は0.8、定員151人以上は1.5</p> <p>i 給食実施加算を受けている場合 1号定員150人以下は1、定員151人以上は2</p> <p>j 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>k 事務職員配置加算を受けている場合 0.8</p> <p>l 指導充実加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>m 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>n 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1</p> <p>o 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合 配置していない人数(必要代替保育教諭等数-配置代替保育教諭等数)</p> <p>p 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数(必要保育教諭等数-配置保育教諭等数)</p>
小規模保育事業所(A型、B型)	(略)	小規模保育事業所(A型、B型)	以下のaからcの合計に1.3を加え、dを減じた人数

改正後			改正前		
					<p>a 年齢別配置基準による職員数 $\{ 1, 2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{ 0 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} + 1 \text{ (小数点第 1 位以下四捨五入)}$ ただし、障害児保育加算を受けている場合は以下により算出された数とする。 $\{ 1, 2 \text{ 歳児数 (障害児を除く)} \times 1/6 \text{ (小数第 2 位以下切り捨て)}\} + \{ 0 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} + \{ \text{障害児数} \times 1/2 \text{ (同)}\} + 1 \text{ (小数点第 1 位以下四捨五入)}$</p> <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 0.4 c 休日保育加算を受けている場合 0.5 d 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 1</p>
小規模保育事業所 (C 型)	(略)		小規模保育事業所 (C 型)		<p>以下の a、b の合計に 1.6 を加え、c を減じた人数 a 年齢別配置基準による職員数 子ども 3 人につき 1 人 (家庭的保育補助者を配置する場合は子ども 5 人) (小数点第 1 位以下四捨五入) ただし、障害児保育加算を受けている場合は以下により算出された数とする。 $\{ \text{グループの利用子ども数 (障害児を除く)} \times 1/5 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{ \text{障害児数} \times 1/2 \text{ (同)}\} \text{ (小数点第 1 位以下四捨五入)}$</p> <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 0.4 c 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 1</p>
事業所内保育事業所 (利用定員 6 人以上)	事業所内保育事業所 (A 型、B 型)	(略)	事業所内保育事業所 (利用定員 6 人以上)	事業所内保育事業所 (A 型、B 型)	<p>以下の a から c の合計に 1.3 を加え、d を減じた人数 a 年齢別配置基準による職員数 $\{ 1, 2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (小数点第 2 位以下切り}$</p>

改正後			改正前		
					捨 て}} + { 0 歳児数 (同) × 1/3 (同) } + 1 (小数点第 1 位以下四捨五入) ただし、障害児保育加算を受けている場合は 以下により算出された数とする。 { 1 , 2 歳児数 (障害児を除く) × 1/6 (小数 点第 2 位以下切り捨て) } + { 0 歳児数 (同) × 1/3 (同) } + { 障害児数 × 1/2 (同) } + 1 (小数点第 1 位以下四捨五入) b 保育標準時間認定の児童がいる場合 0.4 c 休日保育加算を受けている場合 0.5 d 食事の提供について自園調理又は連携施設等か らの搬入以外の方法による減算を受けている場 合 1
	事業所内保育事業 所 (20 人以上)	(略)	事業所内保育事業 所 (20 人以上)	以下の a から c の合計に、定員 40 人以下の場合は 1.5、41 人 ~ 90 人の場合は 2.5 を加え、d を減じた 人数 a 年齢別配置基準による職員数 { 1 , 2 歳児数 × 1/6 (同) } + { 0 歳児数 × 1/3 (同) } (小数点第 1 位以下四捨五入) ただし、障害児保育加算を受けている場合は以 下により算出された数とする。 { 1 , 2 歳児数 (障害児を除く) × 1/6 (小数 点第 2 位以下切り捨て) } + { 0 歳児数 (同) × 1/3 (同) } + { 障害児数 × 1/2 (同) } (小数 点第 1 位以下四捨五入) b 保育標準時間認定の児童がいる場合 1.4 c 休日保育加算を受けている場合 0.5 d 食事の提供について自園調理又は連携施設等か らの搬入以外の方法による減算を受けている場 合 定員 40 人以下 1 定員 41 人以上 2	
イ (略)				イ 都道府県知事及び指定都市長等は、 により、別紙様式 5 の「加算認定申請書 (処遇 改善等加算)」を提出させ、加算の適用の可否及び適用する加算対象職員数を確認す	

改正後	改正前
<p>(2) 加算の要件</p> <p>ア 次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること。</p> <p>(ア) 加算対象職員(副主任保育士、専門リーダー、中核リーダー、職務分野別リーダー、若手リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員をいう。以下同じ。)の<u>基準年度(当該施設・事業所において最初に処遇改善等加算を取得した年度の前年度)における賃金(基準年度の翌年度以降に採用された新規職員については、基準年度に適用されていた賃金算定のルールを当該新規職員に適用した場合の賃金)に対して改善するものであること。</u></p> <p>(イ) <u>シ(イ)により算定される賃金改善見込額(シ(ウ)の拠出見込額がある場合は、それを加えた額)が、シ(ア)により算定される加算見込額(シ(エ)の受入見込額がある場合は、それを加えた額)以上であること。</u></p> <p>(ウ) <u>イからウを満たすものであること</u> イ・ウ (略)</p> <p>エ 副主任保育士等及び職務分野別リーダー等については、以下の要件を満たすものとなっていること。ただし、家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所以外の施設・事業所においては、経験年数に係る要件について、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえ、施設・事業所の判断で柔軟な対応が可能であること。</p> <p>また、家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所にあつては、副主任保育士等について「概ね7年以上」とあるのを「7年以上」、職務分野別リーダー等について「概ね3年以上」とあるのを「3年以上」と読み替えること。</p>	<p>ること。</p> <p>(2) 加算の要件</p> <p>ア 次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること。</p> <p>(ア) 加算対象職員(副主任保育士、専門リーダー、中核リーダー、職務分野別リーダー、若手リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員をいう。以下同じ。)の<u>平成28年度における賃金に対して改善するものであること。</u></p> <p>(イ) <u>賃金改善見込額が、以下のいずれも満たすこと。</u> <u>副主任保育士、専門リーダー、中核リーダー及びこれらに相当する職位(以下「副主任保育士等」という。)について、サ(イ)により算定される賃金改善見込額がサ(ア)により算定される加算見込額以上であること</u> <u>職務分野別リーダー、若手リーダー及びそれに相当する職位(以下「職務分野別リーダー等」)について、サ(イ)により算定される賃金改善見込額がサ(ア)により算定される加算見込額以上であること</u></p> <p>(ウ) <u>イからケを満たすものであること</u></p> <p>イ 家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所以外の施設・事業所においては、副主任保育士等及び職務分野別リーダー等については、発令や職務命令が行われていること。</p> <p>ウ 副主任保育士等及び職務分野別リーダー等は、施設・事業所の種類に応じ、(ア)から(ウ)に定める職位とする。</p> <p>(ア) 幼稚園 中核リーダー、専門リーダー、若手リーダー又はこれらに相当する職位(教務主任・学年主任等を含む。)</p> <p>(イ) 保育所及び地域型保育事業所 副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダー又はこれらに相当する職位</p> <p>(ウ) 認定こども園 (ア)及び(イ)に相当する職位</p> <p>エ 副主任保育士等及び職務分野別リーダー等については、以下の要件を満たすものとなっていること。ただし、家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所以外の施設・事業所においては、経験年数に係る要件について、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえ、施設・事業所の判断で柔軟な対応が可能であること。</p> <p>また、家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所にあつては、副主任保育士等について「概ね7年以上」とあるのを「7年以上」、職務分野別リーダー等について「概ね3年以上」とあるのを「3年以上」と読み替えること。</p>

改正後	改正前
<p>なお、職員の経験年数の算定に当たっては、1(1)ア(ウ)により取り扱うこと。 (ア)(略)</p> <p>(イ)(略)</p> <p><u>ただし、研修に係る要件については、2022年度を用途に当該要件の必須化を目指すこととし、2021年度までの間は当該要件は課さないこと。なお、研修に係る要件の2022年度からの必須化については、2022年度開始までに、職員の研修の受講状況等を踏まえ判断すること。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>カ 副主任保育士等に係る賃金改善額は原則として月額4万円とすること。 ただし、施設・事業所における職員の経験年数・技能及び給与実態等を踏まえ、施設・事業所が必要と認める場合には、月額4万円の賃金改善を行う職員数を「人数A」に2分の1を乗じて得た人数(1人未満の端数は切り捨て)確保した上で、その他の技能・経験を有する職員(園長以外の管理職(幼稚園等の副園長、教頭及び主幹教諭並びに保育所等の主任保育士をいう。以下同じ。)、副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に限る。)について月額5千円以上月額4万円未満の賃金改善額とすることができること。なお、園長以外の管理職については、副主任保育士等の賃金とのバランス等を踏まえて必要な場合に限って処遇改善を行うことが可能であること。</p> <p>キ 職務分野別リーダー等に係る賃金改善額は原則として月額5千円とすること。 <u>ただし、その他の技能・経験を有する職員として、副主任保育士等にかかる加算額の配分を受ける場合は、月額5千円以上とすることができるが、その場合は、副主任保育士等に係る賃金改善額のうち最も低い額を超えないこと。また、職務分野別リーダー等の人数は、「人数B」以上とすること。</u></p> <p>ク <u>2022年度までの間の特例として、加算見込額の20%(10円未満の端数切捨て)については、同一の事業者が運営する他の施設・事業所(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に限り、他の市町村又は都道府県に所在するものを含む。)に配分することができること。</u></p> <p>ケ <u>賃金改善が役職手当、職務手当など職位、職責、職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により行われるものであること。</u></p> <p>コ <u>賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させて</u></p>	<p>なお、職員の経験年数の算定に当たっては、1(1)ア(ウ)により取り扱うこと。 (ア) 副主任保育士等については、概ね7年以上の経験年数を有するとともに、別に定める研修を修了していること。 (イ) 職務分野別リーダー等については、概ね3年以上の経験年数を有し、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野(若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等)を担当するとともに、別に定める研修を修了していること。</p> <p><u>ただし、平成29年度においては研修に係る要件は課さない。また、研修について平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ決定することとする。</u></p> <p>オ 加算対象職員については、保育士や教諭に限るものではなく、看護師や調理員、栄養士、事務職員等も対象となること。</p> <p>カ 副主任保育士等に係る賃金改善額は原則として月額4万円とすること。 ただし、施設・事業所における職員の経験年数・技能及び給与実態等を踏まえ、施設・事業所が必要と認める場合には、月額4万円の賃金改善を行う職員数を「人数A ÷ 2(1人未満の端数は切り捨て)」人確保した上で、その他の技能・経験を有する職員(園長及び職務分野別リーダー等を除く。)について月額5千円以上月額4万円未満の賃金改善額とすることができること。</p> <p>キ 職務分野別リーダー等に係る賃金改善額は月額5千円とすること。</p> <p>(新設)</p> <p>ク 賃金改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責若しくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。</p> <p>ケ 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させて</p>

改正後	改正前
<p>はならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。</p> <p>サ 施設・事業所職員の職位、職責、職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。）及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定め、全ての施設・事業所職員に周知していること。</p> <p>シ 賃金改善の具体的内容について以下の事項を記載した別紙様式6の「賃金改善計画書（処遇改善等加算）」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ）賃金改善見込額 以下の 及び の合計額 各施設・事業所において賃金改善実施期間における副主任保育士等及び園長以外の管理職に係る賃金改善に要する見込額の総額（<u>役職手当、職務手当</u>など職位、職責、職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給による改善額に限る。当該改善額に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算に係る賃金改善見込額（1（2）ア（イ））を除く。） 各施設・事業所において賃金改善実施期間における職務分野別リーダー等に係る賃金改善に要する見込額の総額（<u>役職手当、職務手当</u>など職位、職責、職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給による改善額に限る。当該改善額に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算に係る賃金改善見込額（1（2）ア（イ））を除く。）</p> <p>（ウ）<u>拠出見込額</u> クにより他の施設・事業所に拠出する費用の見込額</p> <p>（エ）<u>受入見込額</u> クにより他の施設・事業所から拠出される費用の見込額 <u>（ウ）及び（エ）がある場合には、事業者は、「同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表」を作成し、別紙様式6の添付書類とすること。</u></p> <p>（オ）賃金改善を行う給与項目 増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（<u>手当又は基本給</u>）及び金額を記載すること</p> <p>（カ）（略）</p>	<p>はならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。</p> <p>コ 施設・事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。）及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定め、全ての施設・事業所職員に周知していること。</p> <p>サ 賃金改善の具体的内容について以下の事項を記載した別紙様式6の「賃金改善計画書（処遇改善等加算）」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。</p> <p>（ア）加算見込額 以下の 及び の合計額 副主任保育士等 告示別表2又は3の処遇改善等加算 - に規定する額×実施月数×人数A（千円未満の端数は切り捨て） 職務分野別リーダー等 告示別表2又は3の処遇改善等加算 - に規定する額×実施月数×人数B（千円未満の端数は切り捨て）</p> <p>（イ）賃金改善見込額 以下の 及び の合計額 各施設・事業所において賃金改善実施期間における副主任保育士等に係る賃金改善に要する見込額の総額（<u>基本給又は役職手当や職務手当</u>など職責若しくは職務に応じて決まって毎月支払われる手当による改善額に限る。当該改善額に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算に係る賃金改善見込額（1（2）ア（イ））を除く。） 各施設・事業所において賃金改善実施期間における職務分野別リーダー等に係る賃金改善に要する見込額の総額（<u>基本給又は役職手当や職務手当</u>など職責若しくは職務に応じて決まって毎月支払われる手当による改善額に限る。当該改善額に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算に係る賃金改善見込額（1（2）ア（イ））を除く。）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（ウ）賃金改善を行う給与項目 増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（<u>基本給又は手当</u>）及び金額を記載すること</p> <p>（エ）賃金改善実施期間 賃金改善を実施する月から当該年度の3月まで</p>

改正後	改正前
<p>(主) 賃金改善を行う方法 加算対象職員ごとの職位の名称、職種、賃金改善の項目、賃金改善見込額の算出方法を具体的に記載すること</p> <p>ス セ(ア)の加算実績額(セ(キ)の受入実績額がある場合は、それを加えた額)とセ(オ)の賃金改善の実施に要した費用(セ(カ)の拠出実績額がある場合は、それを加えた額)の総額を比較して差額が生じた場合については、翌年度において、その全額を当該年度の加算対象職員の賃金改善に充てること。</p> <p>セ 年度終了後速やかに、市町村長に対して以下の事項を含んだ別紙様式7の「賃金改善実績報告書(処遇改善等加算)」を提出すること。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) (エ)の実施に要した費用の総額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算 に係る賃金改善額(1(2)ア(オ))を除く。千円未満の端数は切り捨て)</p> <p>次の から を控除した額を賃金改善の実施に要した費用の総額とすること。</p> <p>また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設・事業所の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。</p> <p>賃金改善を行った場合の副主任保育士等(園長以外の管理職を含む。)及び職務分野別リーダー等に対する賃金の総額(法定福利費等の事業主負担額を含み、処遇改善等加算 に係る賃金改善額を除く。)(カ)の拠出実績額がある場合は、それを加えた額)</p> <p>基準年度(当該施設・事業所において最初に処遇改善等加算 を取得した年度の前年度)における賃金水準を適用した場合の副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する賃金の総額(法定福利費等の事業主負担額を含み、処遇改善等加算 に係る賃金改善額(1(2)ア(オ))を除く。)</p> <p>(カ) 拠出実績額 クにより他の施設・事業所に拠出する費用の実績額</p> <p>(キ) 受入実績額 クにより他の施設・事業所から拠出される費用の実績額</p> <p>(カ)及び(キ)がある場合には、事業者は、「同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表」を作成し、別紙様式7の添付書類とすること。</p> <p>(ク) (ア)の加算実績額(キ)の受入実績額がある場合は、それを加えた額)と</p>	<p>(オ) 賃金改善を行う方法 加算対象職員ごとの職位の名称及び役割、経験年数、賃金改善の内容、賃金改善見込額の算出方法を具体的に記載すること</p> <p>シ ス(ア)の加算実績額とス(オ)の賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合については、翌年度において、その全額を当該年度の加算対象職員の賃金改善に充てること。</p> <p>ス 年度終了後速やかに、市町村長に対して以下の事項を含んだ別紙様式7の「賃金改善実績報告書(処遇改善等加算)」を提出すること。</p> <p>(ア) 加算実績額 当該年度における処遇改善等加算 の総額(実績)とする。</p> <p>(イ) 「人数A」及び「人数B」の数</p> <p>(ウ) 賃金改善実施期間</p> <p>(エ) 実施した賃金改善の方法</p> <p>(オ) (エ)の実施に要した費用の総額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算 に係る賃金改善額(1(2)ア(オ))を除く。千円未満の端数は切り捨て)</p> <p>次の から を控除した額を賃金改善の実施に要した費用の総額とすること。</p> <p>また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設・事業所の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。</p> <p>賃金改善を行った場合の副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する賃金の総額(法定福利費等の事業主負担額を含み、処遇改善等加算 に係る賃金改善額を除く。)</p> <p>平成28年度における賃金水準を適用した場合の副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する賃金の総額(法定福利費等の事業主負担額を含み、処遇改善等加算 に係る賃金改善額(1(2)ア(オ))を除く。)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(カ) (ア)の加算実績額と(オ)の賃金改善の実施に要した費用の総額の差額及び翌</p>

改正後	改正前
<p>(オ)の賃金改善の実施に要した費用((カ)の拠出実績額がある場合は、それを加えた額)の総額の差額及び翌年度における職員への支払い方法(残額が生じた場合に限る。)</p> <p>㇏ 本加算に係る賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならないこと。</p> <p>虚偽等の場合の返還措置 (略)</p>	<p>年度における職員への支払い方法(残額が生じた場合に限る。)</p> <p>㇏ 本加算に係る賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならないこと。</p> <p>虚偽等の場合の返還措置 施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合には、指定都市等以外の市町村が管轄する施設・事業所については、都道府県知事が市町村長に対し既に支給された加算額の全部又は一部の返還措置を講じることを命じることとし、指定都市等が管轄する施設・事業所については、指定都市長等が当該施設・事業所に対して既に支給された加算額の全部又は一部の返還措置を講じることとする。</p>